

## 国立大学法人東京工業大学の会計監査人候補者の選定について

平成 26 年 2 月 6 日  
国立大学法人東京工業大学

本学は、国立大学法人法の定めにより、国立大学法人東京工業大学として会計監査人の監査を受けることとされています。国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 40 条により、文部科学大臣が選任することとされています。本学においても同法の適用を受けることから、会計監査人候補者の選定について下記のとおり実施いたします。

については、平成 26 年度及び平成 27 年度に本学の会計監査人に就任を希望する監査法人及び公認会計士（準用通則法第 41 条に定める資格を有する者に限る。）は、別紙「提案書の記載事項」（PDF）をご参照のうえ提案書のご提出をお願い致します。

### 記

#### 1. 提出書類の提出期限

平成 26 年 2 月 25 日（火）【※郵送又は持参、12 時必着】

提出書類の受領後の差し替え及び返却には、一切応じません。

#### 2. 提出書類及び部数

・提案書 A4 判 12 部

#### 3. 提出先及び本件問い合わせ先

〒152-8550

東京都目黒区大岡山2-12-1

国立大学法人東京工業大学

財務部主計課総務・監査グループ（担当：城戸、原田（清）、原田（真））

電話：03-5734-2303 / FAX：03-5734-3671

E-mail:syu.som.kan@jim.titech.ac.jp（総務・監査グループ）

#### 4. 予算額

上限額 1,200 万円／年度

## 5. その他

### （1）会計監査人の資格及び応募資格

- ・準用通則法第 41 条に定める資格を有する監査法人または公認会計士であること。
- ・会社法第 337 条第 3 項における欠格事由のこと。
- ・公認会計士法第 24 条、第 24 条の 2、第 34 条の 11 及び第 34 条の 11 の 2 並びに公認会計士法施行令第 7 条及び第 15 条における特別の利害関係等のこと。なお公認会計士法施行令第 7 条第 1 項第 9 号及び同第 15 条第 4 号の使用人には、非常勤講師も含まれるので、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができませんので、その旨ご留意願います。
- ・国立大学法人東京工業大学公募型企画競争取扱要項第 4 条を満たすものであること。

### （2）選定方法等

- ・本学設置の会計監査人候補者選定委員会（委員 6 名）において、今回提出される提案書の内容についてヒアリングを実施し、本学策定の「会計監査人選定基準」に基づいて審査を行います。ヒアリングの日時につきましては、後日担当者よりご連絡いたします。
- ・監査報酬見積費用については、平成 26 年度から平成 27 年度までの 2 年間の平均額をもって評価いたします。但し、毎年度の契約に当たっては、当該年度の見積費用を参考にいたします。平成 27 年度において、監査計画の大幅な見直し等により見積費用に変更が生じる場合は、当該年度の監査提案書に詳細な理由を明記願います。

### （3）契約の締結

今回の候補者の選定は、平成 26 年度及び平成 27 年度の複数年にわたる候補者の選定となります。但し、毎年度、文部科学大臣の選任を受ける必要があることから、契約期間は単年度契約になります。

平成 27 年度の契約にあたっては、今回選定された者から平成 26 年度の監査業務に係る実績報告書と平成 27 年度の監査計画書を提出いただき、その内容に基づき本学で評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることがあります。

なお、今回選定した監査法人等が会計監査人に選任された後、公認会計士法に基づく行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化、契約の履行状況等により適切に監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となりますのでご留意ください。

### （4）守秘義務事項の指定

応募者から提出された企画書については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となります。つきましては守秘することを要

望される事項がある場合は、提案書の提出時に当該事項をご指定ください。

（5）本学の概要等について

本学の概要は、次のホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

- ・本学ホームページ：<http://www.titech.ac.jp/>
- ・大学概要：<http://www.titech.ac.jp/about/overview/index.html>
- ・財務諸表等：<http://www.titech.ac.jp/about/disclosure/finance.html>

（6）今後のスケジュール

- ①提出期限：平成26年2月25日（火）12:00まで
- ②ヒアリング：平成26年3月11日（火）予定
- ③選定：平成26年4月中旬～下旬
- ④契約締結：文部科学大臣による選任の後

以上